

# ルクセンブルク

## 特許規則

1997年11月6日改正

1998年1月1日施行

### 目次

#### [1] 発明特許の手續及び行政手續に関する規則

##### 第 I 節 総則

第 1 条 定義

第 2 条 言語

第 3 条 通信

第 4 条 庁の通知

##### 第 II 節 特許付与請求

第 5 条 特許願書の様式及び内容

##### 第 III 節 技術書類

第 6 条 技術書類提出に関する総括規定

第 7 条 明細書

第 8 条 クレーム

第 9 条 函面

第 10 条 要約書

第 11 条 微生物

第 12 条 ヌクレオチド，アミノ酸

##### 第 IV 節 特許出願を裏付ける各種提出書類

第 13 条 発明者の指定

第 14 条 優先権宣言書及び優先権書類

第 15 条 博覧会の証明書

##### 第 V 節 出願人が有資格者でない場合の所定手續

第 16 条 手續の停止

##### 第 VI 節 代理

第 17 条 職業代理人の登録名簿

##### 第 VII 節 文献調査の実施に関連する手續

第 18 条 文献調査

第 19 条 文献調査に関する補正手續

## 第 VIII 節 法的保護の付与に関連する手続

第 20 条 補正

第 21 条 特許の付与

第 22 条 取下及び放棄の宣言

## 第 IX 節 登録簿の維持

第 23 条 登録, 補正, 及び補充

第 24 条 登録簿への登録の発効日

## 第 X 節 公衆の閲覧及び公告

第 25 条 登録簿の閲覧

第 26 条 官報への公告

## 第 XI 節 補充的保護証明書

第 27 条 補充的保護証明書の申請

第 28 条 補充的保護証明書付与の手続

第 29 条 補充的保護証明書の登録簿への登録

## 第 XII 節 最終規定

第 30 条 廃止規定

第 31 条 法の施行

第 32 条 施行

第 33 条 執行及び公告

## [2] 徴収すべき手数料及び料金を定める規則

### 第 I 章 定義

第 1 条

### 第 II 章 出願手数料及び早期公開手数料

第 2 条

第 3 条

第 4 条

### 第 III 章 発明特許の年金

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条  
第 13 条  
第 14 条  
第 15 条

第 IV 章 補充的保護證明書についての年金

第 16 条  
第 17 条  
第 18 条  
第 19 条  
第 20 条  
第 21 条

第 V 章 裁定ライセンス及び実施許諾用意の制度に基づく年金

第 22 条

第 VI 章 調査手数料

第 23 条  
第 24 条  
第 25 条

第 VII 章 技術書類の補正，翻訳文及び送付に関する手数料

第 26 条  
第 27 条  
第 28 条  
第 29 条  
第 30 条  
第 31 条

第 VIII 章 登録手数料及び回復手数料

第 32 条  
第 33 条

第 IX 章 公告手数料

第 34 条  
第 35 条  
第 36 条

第 X 章 補正手数料

第 37 条  
第 38 条

第 XI 章 料金及び各種請求

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 XII 章 納付方法

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 XIII 章 最終規定

第 55 条

第 56 条

第 57 条

## [1] 発明特許の手續及び行政手續に関する規則

### 第1節 総則

#### 第1条 定義

本規則の適用上、

「法」とは、発明特許制度改正に関する1992年7月20日法を意味する。

「手数料に関する規則」とは、発明特許及び補充的保護証明書について徴収すべき手数料及び料金並びにそれらの納付方法を定めたルクセンブルク大公国の規則を意味する。

「規則(CEE)第1768/92号」とは、医薬についての補充的保護証明書の設定に関する1992年6月18日付欧州共同体理事会規則第1768/92号を意味する。

「庁」とは、パリ条約及び特許に関する国内法令の執行を所管する国家知的財産庁を意味する。

「登録簿」とは、庁に備え付けの特許の登録簿を意味する。

「職業代理人」とは、法第85条に定義された職業代理人登録名簿に名称を掲載された者、及びルクセンブルク裁判所に対する弁護士会名簿に掲載された弁護士を意味する。

「技術書類」とは、法第19条(1)(b)、(c)、(d)及び(e)に掲げた書類を意味する。

「証明書」とは、1992年6月18日付欧州共同体理事会規則(CEE)第1768/92号によって設定された、医薬についての補充的保護証明書を意味する。

#### 第2条 言語

(1) 法第19条及び第20条にしたがうことを条件として、庁宛の書面通信及び書類は、フランス語、ドイツ語又はルクセンブルク語の何れかで書かれなければならない。

(2) 他の如何なる言語で書かれた通信又は書類にも、(1)に掲げた3言語中の1言語への翻訳文を添付しなければならない。この要件については、通信、書類、又はその翻訳文が英語で書かれている場合は、庁は、無視することができる。

(3) 技術書類の補正については、原書類の言語によって又は法第19条(3)(a)に掲げたクレームに関する場合は当該クレームが翻訳された言語によって書かれなければならない。

(4) ルクセンブルク語で書かれた特許出願については、フランス語又はドイツ語への翻訳文によって補完しなければならない。この翻訳文は、特許出願後1月以内に提出しなければならない。

#### 第3条 通信

(1) 登録簿への登録を目的とし、又は特許出願若しくは特許のファイルへの項目の追加を目的とする庁宛の書面通信については、2通に署名の上、庁に対して送達しなければならない。

(2) 無署名の如何なる通信についても、庁からの通知から1月以内に又は当該通知のない場合は署名すべき通信の提出後2月以内に署名の欠落を解消することを条件として、当該無署名通信の提出日は、署名入り通信の提出日として認知される。

(3) 庁の長官は、(1)及び(2)に規定された要件の全部又は一部を免除することができる。

(4) 特許出願若しくは特許、又は証明書申請若しくは証明書に関する如何なる通信についても、権利者の名称、及び次の事項を表示しなければならない。

- (a) ルクセンブルク特許又は証明書に関する場合は，出願番号
- (b) 欧州特許又は国際特許に関する場合は，出願番号及び公告番号中，最新の番号

#### 第4条 庁の通知

- (1) 特許出願又は特許に関して庁によって送付される通知はすべて，特許出願人若しくは特許権者又はその者の代理人によって表示されたルクセンブルク大公国領土内の郵送宛先に対して，送付される。
- (2) 期限起算の基礎となる通知については，書留便によらなければならない。期間起算の基礎となる事件については，法第90条(2)にしたがい，書留便の投函日をもって構成されるものとする。

### 第II節 特許付与請求

#### 第5条 特許願書の様式及び内容

- (1) 法第19条(1)(a)に掲げた特許願書は，庁所定の様式で3通を提出しなければならない。
- (2) 当該願書には日付を入れた上，1人又は2人以上の出願人又はそれらの者の代理人によって署名され，次の情報を含まなければならない。
  - (a) 特許を受けようとする宣言
  - (b) 明確かつ簡潔に発明の技術的命名を示すものであって空想的名称を含まない，発明の名称
  - (c) 1人又は2人以上の出願人の名称及び洗礼名，呼称又は商号，及び住所
  - (d) 委嘱する場合は，職業代理人の名称及び営業上の住所
  - (e) 庁の通信が送付されるべきルクセンブルク大公国領土内の郵送宛先
  - (f) 分割出願に関する場合は，その旨の表示及び原特許出願への言及
  - (g) 特許協力条約(PCT)に基づいて出願された国際出願を基礎とするルクセンブルク特許付与請求に関する場合は，その旨の表示及び当該国際出願への言及
  - (h) 欧州特許の変更請求に関する場合は，その旨の表示及び当該欧州特許への言及
  - (i) 法第14条(2)(b)に基づいて出願された新規特許出願に関する場合は，その旨の表示及び原出願への言及
- (3) (2)に掲げた特許出願の言及は，第3条(4)に規定したものとする。
- (4) 庁は，(2)(e)に規定された郵送宛先については，特許出願日後1月以内に通知されなければならない。
- (5) 次の宣言については，特許願書に挿入し，又は別個の書類として提出することができる。
  - (a) 優先権を主張する場合は，法第27条(1)にしたがう優先権宣言書
  - (b) 特許出願が法第7条(1)(b)にしたがう公認博覧会における発明の開示後に行われた場合は，その旨の宣言書
  - (c) 1人又は2人以上の発明者の名称及び住所に関する出願人の宣言書
  - (6) 発明者が自身の身元の開示に反対の場合は，発明者の指定に関する出願人の宣言書は別個の書類に表さなければならない。それには第13条(7)に掲げた不記載を求める書類を添付しなければならない。

### 第 III 節 技術書類

#### 第 6 条 技術書類提出に関する総括規定

- (1) 発明の明細書、クレーム、図面、及び要約書は、特許出願又は特許についての技術書類を構成する。
- (2) 技術書類については、直接複写できるもので 3 通を提出しなければならない。
- (3) それらは、A4 寸法(21cm×29.7cm)の白色で耐久性のある用紙で提出しなければならない。
- (4) 技術書類は、片面のみを使用し、縦長にして提出しなければならない。全用紙については、頁を容易に捲れ簡単に分離し、かつ、再度綴じ直すことができるように、綴じなければならない。
- (5) 技術書類の頁については、余白を左側に少なくとも 2.5cm、右側に少なくとも 2cm 設けなければならない。ただし、図面の用紙については、最小限の余白として、上部及び左側に 2.5cm、右側に 1.5cm、及び下部に 1cm を設けなければならない。
- (6) 全用紙には、アラビア数字で連続番号を付さなければならない。用紙上の当該番号は、用紙の上部余白の直下中央部、又は下部余白の直上中央部に位置しなければならない。
- (7) 文章については、タイプ又は印刷しなければならない。例外として、記号若しくは他の標識、化学式又は数式については、手書するか又は描くことができる。行間スペースは 1.5 で、文字については、大文字が少なくとも高さ 0.21cm になるように選択しなければならない。書体は、消せないものでなければならない。
- (8) 明細書、クレーム、及び要約書には、図面を含んではならない。技術書類のこれら 3 部分については、夫々新しい用紙で始めなければならない。
- (9) 度量衡についてはメートル法、また温度については摂氏で表示し、必要な場合は補足単位を併記しなければならない。原則として、関係分野で一般的に採用されている技術用語、記号、及び標識のみを使用しなければならない。用語法及び標識については、技術書類を通じて一貫していなければならない。
- (10) 1 枚又は 2 枚以上の用紙を横長にして表、数式、化学式、又は図面の図形に使用しようとする場合は、当該用紙の下部は縦長のときの右側が来るようにしなければならない。
- (11) 偶発的な挿入、抹消又は変更については、特許出願人又はその者の代理人によって用紙の下部に記載の上、頭文字で略式署名しなければならない。

#### 第 7 条 明細書

- (1) 発明の説明を含む書類は、標題として、「明細書」(「Description」又は「Memoire descriptif」)を有していなければならない。出願がドイツ語、ルクセンブルク語又は英語で行われる場合は、標題として使用すべき語は、夫々「Beschreibung」、「Beschreibung」又は「Description」とする。
- (2) 次ので、それは、
  - (a) 第 1 行に発明の名称を繰り返す、
  - (b) 当該発明が関係する技術分野を明記し、
  - (c) 出願人に知られた範囲において、必要な場合は参考資料を引用して、技術水準を表示し、
  - (d) クレームにおいて特徴付けられた発明について、技術的課題への解決法の方式で開示し、必要な場合は、当該解決法によって提供される効果を表示し、

- (e) 図面の図形について、それがあある場合は、簡単に説明し、
  - (f) 必要な場合は、実施例を組み込むか又は図面への注釈を組み込んで、発明の実施について少なくとも1方法を詳細に示し、
  - (g) 当該発明が産業上の利用が可能になる方法については、これが発明の説明又は性格からまだ判然としない範囲にわたって、説明しなければならない。
- (3) 明細書1通の頁には、出願人又はその者の代理人による頭文字で略式署名を付さなければならない。当該明細書の最終頁には、完全な署名を付さなければならない。
- ただし、庁の長官は、これらの手続の履行を免除することができる。

## 第8条 クレーム

- (1) 1つ又は複数のクレームを含む書類は、標題として、「クレーム」(「Revendication」又は「Revendications」)を有していなければならない。出願がドイツ語、ルクセンブルク語又は英語で行われる場合は、標題として使用すべき語は、夫々「Patentanspruche」、  
「Patentusprech」又は「Claims」とする。
- (2) 絶対必要な場合を除いて、クレームには、明細書又は図面への言及を含んではならない。
- (3) 発明の理解を容易にすると認められる場合は、図面中で発明の技術的特徴を指す参照標識については、技術書類の他の部分中、及び特にクレーム中で、括弧に入れて繰り返すことができる。それらは、クレームを制限する効力を有さないものとする。
- (4) クレームには、アラビア数字で通し番号を付さなければならない。
- (5) 法第21条にしたがうことを条件として、発明の対象が適当な方法では単一のクレームに含ませることができない場合は、特許出願には、同一種別(生産物、方法、装置、手段、使用)の複数の独立したクレームを含むことができる。
- (6) 別名を従属クレームとする、如何なるクレームも、他のクレームの技術的特徴をすべて含むものについては、可能な場合は、序章部において、当該他のクレームへの言及を含み、その特徴記載部において、保護を受けようとする対象の追加技術的特徴を記述しなければならない。
- (7) 法第19条(3)(a)に規定された翻訳文については、特許出願日から起算して1月以内に提出しなければならない。

## 第9条 図面

- (1) 図面は、黒色で消すことができず、着色又は薄塗せず、輪郭の明瞭な線で作成しなければならない。断面が線影で示される場合は、これらは参照標識及び導線の読取を妨げてはならない。
- (2) 図面及びそれらのグラフ作成の尺度は、写真複製物が細部すべてにわたり支障なく識別できるものでなければならない。尺度を図面上に記載する場合は、図式で表現されなければならない。図形の各要素については、同一図形の他の要素と比例して表現しなければならない。
- (3) 用紙の番号付とは無関係に、異なる図形には、アラビア数字で通し番号を付さなければならない。
- (4) 同一用紙上に配列された異なる図形は、互いに他と明確に引き離さなければならない。例外として、同一図形を構成する部分については、用紙を並置して容易に図形全体が構成さ

れることを条件として、複数用紙に含めて表現することができる。

(5) 図面に記載され、かつ、同じ構成部分を対象とする数字、文字、及び参照標識については、技術書類を通じて一貫していなければならない。

(6) 図面には、文章を含んではならない。簡単な不可欠の指示語句は、許容されるものとする。これらの指示語句については、技術書類の作成について選択された言語で書かれなければならない。

## 第 10 条 要約書

(1) 要約を含む書類は、標題として、「要約書」(「Abrege」)を有していなければならない。出願がドイツ語、ルクセンブルク語又は英語で行われる場合は、標題として使用すべき語は、夫々「Zusammenfassung」、「Zesummefassung」又は「Abstract」とする。

(2) 次に、それは発明の名称を繰り返し、明細書、クレーム及び図面に含まれた発明の開示を、150 語以内で、要約しなければならない。この目的で、要約書は、客観的かつ正確な方法で、当該発明が属する技術的分野、技術的課題及び発明に係る方法による当該課題の解決法の精髓、並びに当該発明が可能とする主要な実施形態を表示しなければならない。

(3) 明細書を裏付けるために図面用紙を提出する場合は、出願人は、その者が要約書に関連付けようと申し出る図形の番号を表示し、当該図形には「要約書付録」と表示の上、添付しなければならない。

## 第 11 条 微生物

(1) 微生物学的方法に関するか又はかかる方法によって得られた生産物に関する発明であって、公衆にとって利用可能ではなく、また特許出願に技術の熟練者にとって当該発明の実施を可能にする方法で記載されていない、微生物の使用を含む場合は、法第 22 条の規定にしたがって開示されたとはみなされない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 微生物の培養試料が、遅くとも特許出願日に、省の規則によって委託された機関に寄託された場合

(b) 提出された特許出願が、該微生物について、出願人の所持する関係情報を含んでいる場合

(c) 特許出願が、寄託機関に関する情報及び培養試料の寄託取得番号を含んでいる場合

(2) (1)(c)に掲げた情報については、

(a) 寄託日から起算して、又は優先権が主張される場合は優先日から起算して、16 月以内、又は

(b) 法第 33 条(1)ただし書にしたがって特許出願の早期公開を目的とする請求書の提出日までに、提供することができる。

これには、最初に満了する期限が適用されるものとする。

(3) ファイルが公衆の閲覧に供された日から始まり、寄託培養試料は、その旨の請求を行った者には何人にも、利用可能にされる。それは、寄託微生物試料を交付することによって利用可能とされる。

当該交付については、交付請求人が特許出願人又は特許権者に対して、特許出願又は特許の失効日まで、当該寄託培養試料又はそれから誘導の培養試料を他人に供与しない旨、かつ、当該寄託培養試料又はそれから誘導の培養試料を実験目的のみに使用する旨保証する場合に

限って、行われるものとする。ただし、特許出願人又は特許権者が明確にかかる保証を否認した場合は、この限りでない。培養試料を実験目的のみに使用する旨の保証は、交付請求人が培養試料を強制ライセンス又は裁定ライセンスに基づく実施のために使用する限り、適用されないものとする。

(4) (3)に掲げた請求書は、序宛に4通を送付しなければならない。序は、この請求があったときは、微生物の寄託を記述した特許出願が行われた旨、かつ、請求人が当該微生物の試料の交付を受ける権利を有する旨証明する。これらの手続の履行後、序は、請求書の写に本項前段に規定された証明書を添付の上、寄託機関並びに特許権者又は特許出願人に対して、送達する。

(5) 寄託培養試料が、もはや活性を有していないためか又は寄託機関がその試料をもはや交付できないための何れかによって、入手不能になった場合において、それが次のときは、入手可能性の中断とはみなさないものとする。

(a) 寄託機関又は序の何れかによって特許出願人又は特許権者に対して当該中断が通知された日から起算して3月以内に、微生物の新規寄託が行われたとき

(b) 特許出願又は特許についての明細資料を添付の上、微生物の新規寄託の受領書の写が新規寄託の日から起算して4月以内に、序宛に送達されたとき

中断が培養試料の不活性化に起因した場合は、新規寄託については、原寄託を以前行った機関に対して、行わなければならない。その他の場合は、新規寄託を他の寄託機関に対して、行うことができる。

微生物の新規寄託には、新規に寄託される微生物が原寄託の対象のものと同じである旨証明した寄託当事者の署名入り宣誓書を添付しなければならない。

## 第12条 ヌクレオチド、アミノ酸

(1) 特許出願がヌクレオチド又はアミノ酸の配列の開示を含む場合は、明細書には、欧州特許付与に関するミュンヘン条約、及び特許協力条約の範囲内で所定の基準にしたがって作成された、配列リストを含まなければならない。

(2) 配列リストが出願日後に提出され又は補正された場合は、出願人は、そのように提出され又は補正された配列リストが提出済の出願の内容を超える要素を含まない旨記述した宣言書を提出しなければならない。

(3) 出願日後に提出された配列リストについては、明細書の一部とは成らないものとする。

## 第IV節 特許出願を裏付ける各種提出書類

### 第13条 発明者の指定

(1) 法第19条(3)(c)に掲げた発明者の指定については、特許願書において行うことができ、又は、発明者の住所及び名称入り、若しくは複数の発明者が存在する場合は、それらの者各自の住所及び名称入りの別個の書類によって行うことができる。

(2) 序は、発明者の指定の正確性についての検証を行わない。

(3) 発明者として指定された1人又は2人以上の者は、(7)に掲げた場合を除いて、その資格で、特許証中及び官報の公告中に掲載されなければならない。

(4) 追加発明者の指定については、特許出願人若しくは特許権者又はその者の代理人の宣言

書によって、行わなければならない。

(5) 錯誤による発明者の指定については、特許出願人若しくは特許権者又はその者の代理人の請求によって、訂正しなければならない。

(6) 第三者はまた、その者を特許出願人又は特許権者が発明者として指定される資格がある旨認め、既判力をもって行われた判決については、庁に対して権利を主張することもできる。

(7) 発明者が自己の身元の開示に反対の場合は、その者は、特許出願人又はその者の代理人を仲介者として、特許出願のファイルが公衆の閲覧に供せられる前に、その旨記述した意思表示書を庁宛に送達しなければならない。この不記載を求める書類には、日付入りで発明者によって署名の上、次の書類を添付しなければならない。

(a) 庁がこの指定書を既に所持している場合を除いて、日付入りで特許出願人又はその者の代理人によって署名された、発明者に対応する指定書、又は該当する場合は指定に関する判決書

(b) 不記載を求める書類及び対応する指定書が特許出願と共に提出された原書類に添付されている場合を除いて、補正手数料の納付証

(8) (4)、(5)又は(6)にしたがう指定の補充に係る通信については、関係各項に掲げた、出願人若しくは特許権者又はその者の代理人の宣言書又は判決書、並びに公告手数料の納付証を添付しなければならない。公告手数料は、発明者が自己の身元の開示に反対の場合は、納付を不要とする。

#### 第 14 条 優先権宣言書及び優先権書類

(1) 法第 27 条(1)に掲げた優先権宣言については、特許願書又は別個の書類で行うことができ、次の表示を含まなければならない。

(a) 先の出願が行われたときの出願番号及び日付

(b) 先の出願が行われた場所又は対象の国名

(c) 広域出願又は国際出願に関する場合は、先の出願時の受理官庁として行動した国内当局、広域当局又は国際当局名

(d) 先の出願の原出願人の名称

(2) 優先権宣言書については、出願日から起算して 4 月以内に、若しくは更に延長可能な 2 月以内に、提出しなければならない。又は、法第 33 条(1)ただし書にしたがう出願人の請求によって特許出願のファイルが公開される日が最初の期限の満了日より早い場合は、遅くともこの公開日までに、提出しなければならない。

(3) 法第 27 条(1)に掲げた先の出願の写には、当該先の出願がなされた日付を表示してある、当該先の出願についての受理官庁の証明書を添付しなければならない。当該写及び証明書は、優先権宣言書と同一期限内に、提出しなければならない。

(4) 優先権を主張する特許の出願人が先の出願の出願人と異なる場合は、優先権宣言書に、優先権譲渡証明書を添付しなければならない。

(5) 優先権宣言書に含まれた表示事項については、登録簿に登録され、特許証に記載され、かつ、官報(Memorial)をもって公告する。

(6) 分割出願の出願人は、新規の優先権宣言書を提出しなければならない。

(7) 本条の規定はまた、法第 27 条(2)に掲げた複合優先権の主張にも、適用されるものとす

る。

### 第 15 条 博覧会の証明書

(1) 法第 7 条(2)に掲げた宣言の如く博覧会に由来する免除特権の主張に関する出願人の宣言書については、次の事項を表示しなければならない。

- (a) 博覧会の公式名称
- (b) 博覧会の開催地
- (c) 博覧会の開会日及び閉会日
- (d) 主催者の名称及び住所

(2) 上記宣言書に対して、出願人は、発明品が実際に展示された旨証明した、所管官庁発行の証明書を添付しなければならない。当該証明書は、博覧会の開会日と発明品の最初の展示日が一致しない場合は、両日付について明確に記載しなければならない。

証明書には、上記官庁によって認証されたものであって、発明を特定できる書類を添付しなければならない。

(3) 博覧会の証明書については、特許出願日から起算して 4 月以内に、提出しなければならない。

(4) 上記の宣言書に含まれた表示事項については、登録簿に登録され、特許証に記載され、かつ、官報をもって公告する。

### 第 V 節 出願人が有資格者でない場合の所定手続

#### 第 16 条 手続の停止

(1) 特許出願権を主張する訴訟を提起した証拠を提供する第三者の請求に基づいて、庁は、特許付与の手続を停止する。ただし、この第三者が手続の継続に同意する場合は、この限りでない。この同意は、取消不能であって、宣言書によって行わなければならない。ただし、手続の停止は、特許出願ファイルが公開される前に、行うことができない。

(2) 任意の当事者が特許出願権を主張する訴訟事件において既判力をもって判決が行われた旨の証拠を庁に対して提出した後、庁は、出願人及び他の利害関係人に対して、特許付与手続を通知書で定めた日付から受継する旨通知する。ただし、夫々法第 14 条(2)(b)及び(c)にしたがって、新規特許出願が行われたか又は原特許出願が拒絶の処分を受けた場合は、この限りでない。第三者が勝訴した場合は、当該第三者が手続の継続を請求しない限り、当該判決が既判力をもって行われた後 3 月の期限満了後に初めて、手続を受継することができる。

(3) 手続の停止は、年金の納付に適用される期限を除いて、現行の期限を継続する。

(4) 既判力をもって行われた判決によって特許の有資格者とされた者が、法第 14 条(2)(b)にしたがって新規特許出願を行う場合は、その者は、原特許出願への参照を表示し、当該判決の真正認証謄本を庁宛に提出しなければならない。新規特許出願が異なる言語によって作成されている場合は、当該出願は、原特許出願の範囲を超える範囲を有してはならない。原特許出願については、新規特許出願が行われた日から、取り下げられたものとみなす。

(5) 既判力をもって行われた判決が第三者に対して特許出願対象の一部のみについての特許権を認定した場合は、法 14 条(2)(b)及び(4)は、当該関係部分に対して、適用される。

(6) 既判力をもって行われた判決によって特許権を認定された者が、法第 14 条(2)(c)にした

がって原特許出願の拒絶の処分を受けようと請求する場合は、その者は、その旨の請求書に、当該確定判決の真正認証謄本、登録簿に登録されたライセンス又は物的権利若しくは私的権利からの受益者に対して切迫した拒絶処分を通知して書留便で送達した手紙の写、及び書留便受領証の写を添付の上、庁宛に提出しなければならない。

## 第 VI 節 代理

### 第 17 条 職業代理人の登録名簿

(1) 職業代理人の登録名簿への掲載を求める、自然人の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(a) 所管省庁によって発行されたものであって、事業所に係る現在有効な許可書の真正認証謄本

(b) 市長によって発行された最近の居住証明書

(2) 職業代理人の登録名簿から特定の者の掲載を抹消することについては、官庁若しくは第三者によって、又は被登録者自身によって請求することができる。この抹消は、暫定的な性格(停止)又は恒久的な性格(除名)とすることができる。

(3) 登録名簿への掲載については、次の書類の 1 つを受領の後に、抹消することができる。

(a) 職業代理人の死亡又は無能力を記述した証明書

(b) 書類であって、その結果として職業代理人がルクセンブルク大公国にもはや住所又は就業場所を有していない旨の書類

(c) 書類であって、その結果として産業財産弁護士の職業を営む許可が取り下げられ、停止され、若しくは期限切れとなり、又は他の理由で終了した旨の書類

(d) 通信であって、その記述によれば職業代理人がその者の職業的活動を暫定的又は最終的に廃業する旨の通信

(4) 庁が他の官庁又は第三者から(3)(b)及び(c)に掲げた書類の 1 つに基づく抹消の請求を受理した場合は、庁は、関係者に対して、通知する。当該関係者は、庁からの通知から起算して 2 月以内に、異議を申し立てることができる。抹消の可否の決定については、当該期間満了後に、行われるものとする。

(5) 職業代理人の登録名簿に掲載された登録、抹消、補正及び補充の通知については、官報をもって公告する。

## 第 VII 節 文献調査の実施に関連する手続

### 第 18 条 文献調査

(1) 法第 35 条(1)(a)及び法第 36 条に掲げた手続の履行のため、利害関係人は、それらの者が指定する特許出願に関して調査報告書の作成を求める請求書を、庁宛に提出しなければならない。

(2) 法第 35 条(1)(b)又は(c)に掲げた手続の履行のため、特許出願人は、その者の特許出願に関して調査報告書の認証を求める請求書を、庁宛に提出しなければならない。

(3) (1)及び(2)に掲げた請求書については、庁所定の様式でその 3 通を提出し、かつ、次の情報を含まなければならない。

- (a) 請求人の住所及び名称
  - (b) 該当する場合は、代理人の住所及び名称
  - (c) 出願番号及び出願日、並びに特許出願人の名称
- (4) (1)に掲げた請求書には、法第 35 条(6)最終文で定義した言及、及び明細を更に含まなければならない。次の書類を添付しなければならない。
- (a) 調査を請求する特許出願について技術書類の最新版の写、又は前記写の庁による作成を求める請求書
  - (b) 法第 35 条(6)最終文にしたがって、特許出願人によって必要に応じ提出された書類
  - (c) 調査手数料及び関係手数料についての納付証
- (5) (2)に掲げた請求書には、認証されるべき各調査報告書について、更に次の情報を含まなければならない。
- (a) 1 つ又は複数の調査報告書について、作成した機関の本部の名称及び住所
  - (b) 文献調査の基礎となっている 1 つ又は複数の国内特許出願、広域特許出願、又は国際特許出願について、出願国名、出願番号及び出願日
  - (c) 上記各出願について、該当する場合は、優先権を主張した国名、優先番号、及び優先日
- (6) (2)に掲げた請求書には、次の書類を添付しなければならない。
- (a) 1 つ又は複数の関係調査報告書の写
  - (b) 関係調査報告書の基礎である国内特許又は広域特許出願の写。ただし、それがルクセンブルク又は欧州特許出願に係る場合は、この限りでない。
- (7) 庁は、(6)(a)に掲げた関係調査報告書の写を調査を実施した機関によって真正なものと認証させ又は当該機関の認証印を付すように要求することができる。(6)(b)に掲げた書類の提出については、当該書類が既に優先権宣言書に添付されている場合は、不要とする。
- (8) ただし、庁の長官は、(3)から(6)までに規定された要件について、特定のものは免除することができる。
- (9) 第三者から提出された調査報告書の作成請求書の受理については、特許出願人に対して、通知しなければならない。
- (10) 文献調査担当の機関によって作成され、ルクセンブルク特許出願の内容を直接基礎としている調査報告書については、当該特許の出願人に対して、また該当する場合は調査報告書の作成請求書を提出した第三者に対して、通知しなければならない。

#### 第 19 条 文献調査に関する補正手続

- (1) 調査報告書の作成請求については、第 18 条の条件が補正期間の満了日までに満たされない場合、法第 36 条に基づいて第三者によって提出された請求が既に存在する場合、又は特許の付与に至る技術的準備が法第 35 条(1)(b)又は(c)の条件を満たす 1 つ又は複数の調査報告書の認証の後に開始済である場合は、拒絶されるものとする。
- (2) 調査報告書の作成又は認証の請求書に、その受理日現在、誤った記述がある場合は、当該請求書については、4 月以内に補正しなければならない。補正を行わない場合は、請求は、拒絶されるものとする。
- (3) 拒絶された請求の権原に関して納付された調査手数料については、還付することができる。

## 第 VIII 節 法的保護の付与に関連する手続

### 第 20 条 補正

- (1) 法第 37 条に掲げた手続の履行は、特許出願の技術書類に対するか又は発明の名称に関する用語に対する補正についての請求書の提出を条件とする。
- (2) 補正された発明の名称は、3 通作成され、完全に新しい表紙 1 頁の様式に基づいて、記入されなければならない。
- (3) 技術書類に関する他の補正については、3 通作成された差替紙又は頁番号を付け替えた完全に新しい書類を用いて、行わなければならない。庁は、技術書類の旧提出版と補正版との相違点に注意を喚起する簡潔な注記の提出を請求人に要求することができる。

### 第 21 条 特許の付与

- (1) 発明特許証には、次の事項を含まなければならない。
  - (a) 発明の名称の表示
  - (b) 1 人又は 2 人以上の特許権者の名称、及び該当する場合は、それらの者の代理人の名称
  - (c) 1 人又は 2 人以上の発明者がそれらの者の身元の開示に反対しない限り、発明者の名称
  - (d) 出願日、公告日、及び特許付与日の表示
  - (e) 該当する場合は、優先権の記載
  - (f) 該当する場合は、博覧会から生じた免除特権に関する資料
  - (g) 国際分類の表示
- (2) 技術書類の最新版の写を発明特許証に添付しなければならない。

### 第 22 条 取下及び放棄の宣言

- (1) 法第 32 条に掲げた手続の履行には、特許出願についての取下宣言又は特許若しくは特許クレームの特定のものについての放棄宣言の何れかを登録簿へ登録することを目的とする、特許出願人又は特許権者からの請求書の提出を条件とする。
- (2) (1) に掲げた請求書は、登録簿に登録の物的権利からの受益者全員によって、連署されなければならない。当該請求書はまた、特許出願に関係する場合は法第 14 条(1)にしたがって登録簿に登録された者によって、また特許に関係する場合は法第 15 条(4)にしたがって登録簿に登録された者によって、連署されなければならない。この連署については、全関係者が当該取下又は全面的若しくは部分的放棄の登録簿への登録について同意する旨の請求書を添付した日付入りの署名書類をもって、代用することができる。
- (3) 特許の部分的放棄宣言の登録簿への登録は、放棄された特許クレームに付随する諸権利の喪失をもたらすものとする。これらの特許クレームについては、部分的放棄宣言書中で特許権者によって、指定されなければならない。技術書類の改変は許されない。庁は、当該請求書の写を、部分的放棄の登録後に庁が交付する如何なる特許証の写に対しても、添付する。
- (4) (1) に掲げた請求については、請求書の受理日に発効して、登録簿に登録されるものとする。ただし、その当日に、法及びその施行規則の要件がすべて満たされていることを条件とする。これらの条件がすべて満たされていない場合は、登録は、請求書の補正日まで延期される。

## 第 IX 節 登録簿の維持

### 第 23 条 登録，補正，及び補充

(1) 登録簿への登録事項の登録，補正，又は補充についての如何なる請求にも，次のものを含まなければならない。

(a) 請求書 2 通

(b) 登録手数料について，法又はその施行規則がかかる手数料の納付を必要としている場合は，その納付証

(c) 公告手数料について，法又はその施行規則が官報への公告を必要としている場合は，その納付証

ただし，庁の長官は，(a)，(b)及び(c)に掲げた 1 つ又は複数の書類の提出を免除することができる。

(2) 特許出願又は特許の譲渡についての如何なる登録請求にも，譲渡を実証する書類を更に添付しなければならない。

(3) 特許又は特許出願に基づくライセンス又は他の権利の登録を求める如何なる請求にも，夫々ライセンス又は他の権利の設定を実証する書類を更に添付しなければならない。ライセンスの場合は，当該書類は，それが排他的ライセンス又は非排他的ライセンスに関するものか，またそれが登録簿に登録されたライセンスのサブライセンスに関するものかを，記載しなければならない。

登録簿に登録されたライセンス又は他の権利の抹消を求める如何なる請求にも，当該ライセンス又は他の権利が無効となっている旨を実証する書類，又はライセンス若しくは他の権利の所有者が登録の抹消に同意する旨の宣言書の何れかを添付しなければならない。

(4) 庁の長官は，登録，補正，又は補充の書面による証拠について，この証拠の提出が法で義務とされていない場合は，これもまた長官宛に提出するように要求することができる。

### 第 24 条 登録簿への登録の発効日

請求の登録簿への登録，及び書類のファイルへの挿入については，当該請求の受理日に発効する。ただし，法及びその施行規則の要件がすべて当日に満たされていることを条件とする。これらの要件がすべて満たされていない場合は，登録は，請求書の補正日まで延期される。

## 第 X 節 公衆の閲覧及び公告

### 第 25 条 登録簿の閲覧

登録簿については，公衆によって庁舎内において無償で閲覧することができる。庁は，利害関係人の請求に基づいて，手数料納付と引き換えに，特許出願若しくは特許の地位又は年金納付状況に関する証明書を提供する。

### 第 26 条 官報への公告

次の記載事項については，官報をもって公告する。

(a) 特許出願ファイルの公衆閲覧についての処分，及び特許の付与若しくは拒絶の決定

(b) 特許出願又は特許に基づくライセンス又はその他の物的権利についてのすべての譲渡及

び設定

(c) 公告が法によって規定されているすべての行為

## 第 XI 節 補充的保護証明書

### 第 27 条 補充的保護証明書の申請

(1) 医薬についての補充的保護証明書の設定に関する 1992 年 6 月 18 日付欧州共同体理事会規則(CEE)第 1768/92 号に基づいて設定された補充的保護証明書に対する如何なる申請も、庁所定の様式で 2 通を提出しなければならない。

(2) 証明書に対する申請及びその結果の証明書については、単一基本特許のみに基づくことができる。複数の証明書は、それらがその都度、異なる基本特許に基づく場合に限り、同一生産物について付与されるものとする。

(3) 複数の生産物、物質、混合物、適用例、又は方法を保護する同一基本特許は、複数の証明書の付与の理由とすることができる。

(4) 庁は、欧州共同体理事会規則(CEE)第 1768/92 号第 3 条(c)及び(d)に記載されている証明書取得条件が満たされているか否かについては、検証しないものとする。

(5) 証明書に対する申請には、次の情報を含まなければならない。

(a) 1 人又は 2 人以上の出願人の名称及び洗礼名、呼称又は商号、及び住所

(b) 該当する場合は、職業代理人の名称及び営業上の住所

(c) 基本特許の番号及び発明の名称

(d) 生産物市販についてのルクセンブルク又は欧州共同体による最初の承認書の番号及び日付

(e) 該当する場合は、欧州共同体領域内で付与された生産物市販についての最初の国内承認書の番号及び日付

(f) 生産物市販についてのルクセンブルク又は欧州共同体による最初の承認書の写に記載され、また該当する場合は、生産物市販について欧州共同体領域内で付与された最初の国内承認書に記載された、生産物の呼称

(g) 該当する場合は、欧州共同体領域内で付与された生産物市販についての最初の国内承認が準拠する法的規定の表示

(h) 欧州共同体理事会規則(CEE)第 1768/92 号第 13 条にしたがって算定した補充的保護証明書の法定有効期限の日付

(6) 証明書の申請には、次の書類を添付しなければならない。

(a) 医薬としての生産物市販についてのルクセンブルクによる最初の承認書の写、又は官報若しくは欧州共同体公報におけるその公告通知の写

(b) 承認書の写にまだ記載されていない場合は、生産物の特性の要約書

(c) 欧州共同体の領域内で付与された生産物市販についての最初の国内承認書がルクセンブルクによる最初の承認書と符号しない場合は、この承認書の写、又は欧州共同体若しくは関係加盟国の公報におけるその公告通知の写

(d) 申請手数料及び公告手数料の納付証

(7) 別段又は特段の定がない限り、特許に対して適用される書類様式及び行政手続に関する一般規則は、証明書の申請及び証明書に対しても適用される。

## 第 28 条 補充的保護証明書付与の手続

(1) 申請人によって発見されたか又は庁によって指摘された如何なる欠陥についても、証明書に対する申請日から起算して 4 月以内に補正しなければならず、そうしない場合は、当該申請については、拒絶されるものとする。

(2) 証明書に対する申請が含むべき書類及び情報をすべて受領後、庁は、大臣命令の方式での補充的保護証明書を申請人に対して付与する。当該付与は、証明書に対する申請後早くとも 2 月で、行うものとする。

(3) 証明書に対する申請のファイルは、当該証明書の付与日から、庁舎内において公衆の閲覧に供するものとする。

(4) 証明書の交付に関するか又は証明書に対する申請の拒絶に関する通知については、官報をもって公告する。

(5) 代理人の委嘱の有無に拘らず、基本特許出願又は基本特許に関してなされた住所の選択についての通知は、別段の定がない限り、証明書の申請又は対応する証明書についても、有効とする。

## 第 29 条 補充的保護証明書の登録簿への登録

(1) 証明書に対する申請は、特許出願と同じ名称での登録簿への登録を必要とする。当該登録には、特に、証明書の申請でのその旨の指定、及び基本特許への言及を含まなければならない。

(2) 証明書の申請人の情報が、特許権者、その者の住所又は名称について、基本特許権者に関する登録と一致しない場合は、申請人は、当該申請から起算して 4 月以内に、誤まった資料の補正又は補充の宣言書を提出することによって、一致を回復しなければならず、そうしない場合は、申請は拒絶されるものとする。

(3) 基本特許権者自身、又はその者の住所若しくは名称に関する表示の補正又は補充に関する如何なる宣言も、明確に証明書の申請及び対応する証明書に言及しなければならず、逆にそうしない場合は、当該補正又は補充の登録についての請求は、拒絶されるものとする。

## 第 XII 節 最終規定

### 第 30 条 廃止規定

法第 96 条及び第 98 条の経過規定にしたがうことを条件として、次のものは、廃止する。

(1) 1922 年 4 月 27 日法及び 1992 年 6 月 16 日大公国令の執行のために採択された、産業財産保護に関する国際同盟に対するルクセンブルク大公国の加盟に関する 1922 年 9 月 22 日大公国令

(2) 1880 年 6 月 30 日法及び 1945 年 10 月 13 日大公国令の執行のため採択され、1946 年 1 月 17 日、1946 年 11 月 7 日、及び 1951 年 1 月 5 日大臣命令、並びに 1977 年 3 月 7 日、1985 年 12 月 24 日、及び 1989 年 12 月 28 日の大公国規則によって改正された、発明特許についての行政手続に関する 1945 年 11 月 9 日大臣命令

(3) 産業財産関係の権利の期限延長及び回復に関する 1947 年 6 月 21 日大公国令

(4) 本規則に反するすべての規定

### **第 31 条 法の施行**

発明特許制度改正に関する 1992 年 7 月 20 日法第 1 条から第 101 条までは、本規則及び手数料に関する規則と同日から施行する。

### **第 32 条 施行**

本規則については、1998 年 1 月 1 日から施行する。

### **第 33 条 執行及び公告**

ルクセンブルク大公国経済大臣は、本規則の執行を所管し、本規則については、官報をもって告示する。

## [2] 徴収すべき手数料及び料金を定める規則

### 第 I 章 定義

#### 第 1 条

本規則の適用上、

「法」とは、発明特許制度改正に関する 1992 年 7 月 20 日法を意味する。

「証明書」とは、1992 年 6 月 18 日付欧州共同体理事会規則(CEE)第 1768/92 によって設定された、医薬についての補充的保護証明書を意味する。

「庁」とは、パリ条約及び特許に関する国内法令の執行を所管する国家知的財産庁を意味する。

「登録簿」とは、庁に備え付けの特許の登録簿を意味する。

### 第 II 章 出願手数料及び早期公開手数料

#### 第 2 条

特許及び補充的保護証明書に関する各出願(申請)については、出願(申請)手数料 600 フラン及び官報(Memorial)公告手数料を徴収しなければならない。

#### 第 3 条

法第 33 条(1)ただし書に掲げた請求には、早期公開に係る手数料 300 フランの納付を必要とする。

#### 第 4 条

特許の付与には、官報公告に係る手数料の納付を必要とする。

### 第 III 章 発明特許の年金

#### 第 5 条

ルクセンブルク特許権若しくは欧州特許権又はルクセンブルク特許出願若しくは国際特許出願については、納付されるべき年金の金額を次の通り定める。

第 1 年次	800 フラン
第 2 年次	1,000 フラン
第 3 年次	1,200 フラン
第 4 年次	1,500 フラン
第 5 年次	1,900 フラン
第 6 年次	2,400 フラン
第 7 年次	3,000 フラン
第 8 年次	3,600 フラン
第 9 年次	4,200 フラン
第 10 年次	4,800 フラン
第 11 年次	5,400 フラン
第 12 年次	6,000 フラン

第 13 年次	6,600 フラン
第 14 年次	7,200 フラン
第 15 年次	7,800 フラン
第 16 年次	8,400 フラン
第 17 年次	9,000 フラン
第 18 年次	9,600 フラン
第 19 年次	10,300 フラン
第 20 年次	11,000 フラン

## 第 6 条

年金は、開始済か又は開始する有効年について前納を必要とする。初回の年金は、特許出願後、遅くとも 1 月中に納付しなければならない。後続の年金については、特許出願の周年応答日の属する月の末日が、その都度、納付期日となる。

## 第 7 条

年金は、納付日に適用の料率による納付を必要とし、納付期日前 1 年を超えては有効に前納することができない。

納付日とみなされる日は、次の通りとする。

- (a) 徴収担当官に対して手数料の金額を現金で手渡した日
- (b) 振込、振替又は郵便為替の金額が(a)の徴収担当官の普通郵便貯金口座又は銀行口座の貸方に記帳された日、又は
- (c) 手数料に相当する小切手若しくは郵便為替について(a)の徴収担当官による受領の日。ただし、当該金額の現金化を条件とする。

## 第 8 条

法第 67 条(2)の適用上、割増料金については、それが同項に規定された猶予期間中に納付された場合は、同時に納付が行われたものとみなす。

## 第 9 条

年金の滞納の場合に納付を要する割増料金の額は、600 フランと定める。

## 第 10 条

分割出願の前又は法第 14 条(2)にしたがう新規特許出願の前に支払期日となった年金については、出願後遅くとも 1 月以内に納付しなければならない。割増料金は、課されないものとする。出願手数料及び公告手数料も同一期限内に納付しなければならない。この期限満了後には、納付期日に実施されなかった納付に関する一般規定が適用される。

## 第 11 条

1973 年 10 月 5 日ミュンヘンにおいて署名された欧州特許付与に関する条約第 98 条にしたがう欧州特許の付与通知の公告から起算して 2 月以内に納付期日となった年金については、この期限内に納付しなければならない。割増料金は、課されないものとする。この期限の満了後には、納付期日に実施されなかった納付に関する一般規定が適用される。

## 第 12 条

欧州特許出願の変更請求書の提出前に納付期日となった年金については、欧州特許付与に関するミュンヘン条約承認の法律によって規定された期限内に、納付しなければならない。割増料金は、課されないものとする。変更出願の出願手数料及び公告手数料も同一期限内に納付しなければならない。この期限満了後には、納付期日に実施されなかった納付に関する一般規定が適用される。

## 第 13 条

1970 年 6 月 19 日ワシントンにおいて署名された特許協力条約第 22 条及び第 39 条に規定された期限の満了日前に納付期日となった年金については、この期限の満了から起算して 1 月以内に納付しなければならない。割増料金は、課されないものとする。出願手数料及び公告手数料も同一期限内に納付しなければならない。この期限満了後には、納付期日に実施されなかった納付に関する一般規定が適用される。

## 第 14 条

年金増額に関する規則の施行後 6 月の経過中において、この増額前に納付を要した金額が納付期日に納付された場合は、新旧年金額の差額に相当する残額については、法によって規定された猶予期間の経過前に、なお納付することができる。割増料金は、課されないものとする。

## 第 15 条

法によって規定された猶予期間の満了にも拘らず、割増料金については、個々の決定による法的保護が回復する場合は、納付しなければならない。

## 第 IV 章 補充的保護証明書についての年金

### 第 16 条

基本特許に対して納付された年金はまた、補充的保護証明書に対する申請及びそれに関連する補充的保護証明書から発生する排他的権利の効力維持にも、適用される。

### 第 17 条

基本特許の第 20 有効年次の満了時には、それに関連する各補充的保護証明書については、この証明書の保護期間に相当する補充期間中の効力維持のための年金納付を必要とする。

### 第 18 条

証明書の効力維持のために納付を必要とする年金については、基本特許出願の周年応答日の属する月の末日が納付期日となり、初回の年金は、基本特許出願の 20 周年応答日の属する月の末日が納付期日となる。

### 第 19 条

証明書の効力維持のために納付を必要とする年金に関する納付の条件及びその方法は、特許

の効力維持のために納付を要する年金納付に適用されるものと、同じとする。

## 第 20 条

第 19 条に拘らず、補充的保護証明書の効力維持のための年金については、基本特許出願の 19 周年応答日の属する月の末日から、累積的にでも納付することができる。これより早期の納付は、すべて認められない。

## 第 21 条

証明書の各有効年に関係した年金の金額は、基本特許の第 20 年次年金の額に固定されるものとする。それは、滞納の場合に納付を要する割増料金の額についても、同じものとする。1 年未満の如何なる期間についても、満 1 年に切り上げて算定する。

## 第 V 章 裁定ライセンス及び実施許諾用意の制度に基づく年金

### 第 22 条

法第 63 条に掲げた裁定ライセンスの登録、又は法第 56 条に掲げたような宣言書についての登録の場合は、特許出願、特許、及び補充的保護証明書の権原のために納付を要する年金は、50 パーセントだけ減額されるものとし、また欧州特許に関係する場合は、25 パーセントだけ減額されるものとする。ただし、当該年金の金額は、欧州特許庁に対する未納付最低額を下回ることができない。

## 第 VI 章 調査手数料

### 第 23 条

調査報告書の作成請求書の提出には、請求人によって徴収担当官に納付されるべき調査手数料の納付を必要とする。

### 第 24 条

調査報告書の作成請求書が法第 35 条にしたがい特許出願人、又はその者に代わり代理人によって提出される場合は、調査手数料の金額は、調査報告書の作成担当機関によって所定の料率でのルクセンブルク・フランへの換算相当額とする。

ただし、当該金額は、36,000 フランを超えることができない。

### 第 25 条

調査報告書の作成請求書が法第 36 条にしたがい第三者によって提出される場合は、調査手数料の金額は、調査報告書の作成担当機関によって所定の料金額からルクセンブルク・フランへの換算相当額とする。

## 第 VII 章 技術書類の補正，翻訳文及び送付に関する手数料

### 第 26 条

特許出願人の発意で法第 37 条にしたがって行われる，発明の名称，明細書，クレーム，図面，又は要約書に対する補正については，手数料 300 フランの納付を必要とする。

### 第 27 条

特許協力条約第 19 条にしたがって出願若しくは補正されるもの等，国際出願の技術書類に対して行われる補正及び前記条約第 28 条若しくは第 41 条に基づく補正については，手数料 300 フランの納付を必要とする。

### 第 28 条

欧州特許付与に関する条約第 67 条(3)(a)にしたがって庁に対して提出する欧州特許のクレームについての翻訳文については，各提出につき手数料 600 フランの納付を必要とする。クレームの補正の翻訳文についても，同様とする。

### 第 29 条

特許協力条約第 29 条(2)(ii)にしたがって公衆の閲覧に供せられる国際特許出願の翻訳文については，各提出につき手数料 600 フランの納付を必要とする。補正の翻訳文についても，同様とする。

### 第 30 条

受理官庁としての地位にある庁によって受理される各欧州特許出願には，欧州特許付与に関する条約第 77 条にしたがってこの出願を欧州特許庁に対して送付する前に，送付手数料 800 フランの納付を必要とする。この手数料については，欧州特許出願の受理日が納付期日となる。

### 第 31 条

受理官庁としての庁によって受理される各国際特許出願については，特許協力条約第 12 条にしたがって WIPO(世界知的財産機関)国際事務局及び国際調査担当当局に対して送付するために，送付手数料 800 フランの納付を必要とする。この手数料は，当該国際出願の受理日に納付義務を生じる。それは，遅くとも，国際手数料を構成する基本手数料の納付について規定の期限満了までに，納付しなければならない。

## 第 VIII 章 登録手数料及び回復手数料

### 第 32 条

法第 53 条(3)及び第 66 条(1)に規定された登録簿への登録に係る手数料の金額は，各特許又は各特許出願について，300 フランと定める。

### **第 33 条**

個々の決定による回復については、回復手数料 600 フラン及び官報公告手数料の納付を必要とする。これらの手数料は、庁の通知に基づいて納付を必要とし、庁の通知から 1 月以内に納付しなければならない。

## **第 IX 章 公告手数料**

### **第 34 条**

ルクセンブルク大公国公報である官報の行政経済欄における、行為、事件、又は請求に関する公告については、公告が法又はその施行規則によって規定された場合すべてについて、公告手数料の納付を必要とする。

### **第 35 条**

公告手数料の金額については、官報の行政経済欄における公告についての費用徴収に関する大公国規則によって定めたものとする。

### **第 36 条**

公告手数料については、対応する手続についての手数料と同日に納付を必要とし、その納付期日に適用の料率によって納付しなければならない。

## **第 X 章 補正手数料**

### **第 37 条**

特許出願、分割特許出願、法第 14 条(2)に基づく新規特許出願、調査報告書の作成若しくは認証の請求書提出、国際出願を基礎とするルクセンブルク特許の付与手続をとる請求書の提出、欧州特許出願の変更請求書の提出、補充的保護証明書の申請、及び法第 83 条(2)から(4)までに規定された代理に関する条件を満たす請求書の提出であって、対応する原出願又は請求書の提出後に実施される補正に関する各手続履行については、補正手数料の納付を必要とする。

### **第 38 条**

第 37 条に掲げた補正手数料の金額は、各処理手続につき及び各特許出願又は各証明書申請につき 200 フランと定める。

## **第 XI 章 料金及び各種請求**

### **第 39 条**

請求に基づいて、庁は、文献資料に関して、又は特許出願、特許、証明書申請、若しくは証明書についての法的状況に関して、証明書を交付する。前記証明書には、各書類につき証明書交付手数料 300 フランの納付を必要とする。

#### **第 40 条**

請求に基づいて、庁は、特定の文献的又は法的特性にしたがって選択された特許出願、特許、又は証明書の一覧を作成する。これらの作業には、各請求につき手数料 300 フランの納付を必要とする。

ただし、これらの一覧が外部データベースにアクセスするコンピュータ端末を用いて作成されなければならない場合は、手数料については、上記データベースの使用に課される料率及び接続時間を基礎として算出された利用料金分を付加する。

#### **第 41 条**

庁のコンピュータ方式若しくは手動方式で登録簿又は国際機関の公告について、自身で調査を実施する利害関係人に関しては、料金の納付を不要とする。

ただし、調査が外部データベースにアクセスするコンピュータ端末から実施される場合は、所要利用料金の弁済額は、上記データベースの使用に課される料率及び接続時間を基礎として算出されるものとする。

#### **第 42 条**

請求に基づいて、庁は、ルクセンブルク特許及び証明書、ファイルに添付した書類、及び一般的に、庁内で公衆に利用可能な如何なる書類又は刊行物についても、写真複製物を交付する。これらの写真複製物の交付については、各頁につき写真複写手数料 20 フランの納付を必要とする。

#### **第 43 条**

利害関係人の請求に基づいて、庁は、特許及び証明書の写真複製、並びにファイルに添付した書類の写真複製がそれらの原本に真正なものである旨証明する。上記手続については、各謄本につき手数料 300 フランの納付を必要とする。

#### **第 44 条**

官報における庁の公告については、各号につき価格 200 フランで、各人に対して頒布する。

#### **第 45 条**

庁からの郵便物は、速達便又は航空便によって送付されるものを除いて、郵送代無料の地位を享受する。速達便又は航空便の場合は、書類の各頁につき補足料金 10 フランを請求する。

### **第 XII 章 納付方法**

#### **第 46 条**

本規則の適用によって納付を要する手数料、割増料金、料金、及び利用料金については、ルクセンブルク所在の登記財産庁の徴収担当官に対して、納付しなければならない。

#### **第 47 条**

手続手数料及び公告手数料については、手数料納付の基礎になっている請求書、宣言書又は

通信の受理日現在有効な料率による納付を必要とする。

#### 第 48 条

法又はその施行規則に別段又は特段の定がない限り，手続手数料及び公告手数料については，前納を必要とし，遅くとも，手数料の納付の基礎になっている請求書，宣言書又は通信の庁宛の提出日までに，納付しなければならない。

#### 第 49 条

手続手数料及び公告手数料の納付が徴収担当官によって確認されない限り，当該手数料の納付については，無効とみなす。

#### 第 50 条

納付証の日付は，納付が参照する請求書，宣言書，又は通信の庁による受理日から 1 年を超える前であってはならない。これに反する場合は，当該納付については，無効とみなす。

#### 第 51 条

料金及び各種手数料，並びに補正手数料については，庁からの請求書の一覽時に納付しなければならない。

#### 第 52 条

納付にはすべて，その納付者の住所及び名称の表示，並びに納付目的を容易に特定できる必要資料を備えなければならない。

(a) 特許出願，特許，証明書申請，又は証明書に関する処理手続の場合は，これらの資料は，次の事項から構成されなければならない。

- ルクセンブルク特許又は証明書に関する場合は，出願番号
- 欧州特許又は国際特許に関する場合は，出願番号及び公告番号中，最新の番号
- 特許又は証明書についての出願(申請)日
- 権利者の名称
- 対象処理手続の性格についての言及
- 1 つ又は複数の手数料の金額

(b) 年金の納付の場合は，これらの資料は，次の事項から構成されなければならない。

- 手数料の納付対象である特許年次
- (a) に掲げた要素

(c) 庁の請求書に対する納付の場合は，当該資料は，当該請求書発行の番号，日付及び名称から構成されなければならない。

#### 第 53 条

納付の対象が特定できない場合，又はそれが前期年金が未納付である旨登録簿へ記載した結果の場合は，庁は，当該受取額の還付を手配することができる。この還付については，利害関係人宛に送付したが不首尾に終わった第 2 回通知から起算して早くとも 6 月後に，行うことができる。

## 第 54 条

法第 68 条(1)に掲げた郵送宛先の表示については、遅くとも、第 5 条に規定された初回年金に関する納付期日には、実施しなければならない。

## 第 XIII 章 最終規定

### 第 55 条

法第 96 条及び法第 98 条の目的とする経過措置規定にしたがうことを条件として、次のものは廃止する。

- (1) 発明特許に関する法令の改正整備を目的とし、1982 年 12 月 24 日、1985 年 12 月 24 日、及び 1989 年 12 月 28 日大公国規則によって改正された、1945 年 10 月 13 日大公国令に掲げられた各種手数料及び割増料金の新規料金付則の制定に関する 1980 年 12 月 16 日大公国規則
- (2) a) 1970 年 6 月 19 日ワシントンにおいて締結された特許協力条約の承認、及び、b) 特許に関する国内法令の適応に関する 1977 年 5 月 27 日法の執行のため採択された、1978 年 5 月 25 日大公国規則第 2 条、第 5 条(3)、及び第 10 条(1)
- (3) a) 1973 年 10 月 5 日ミュンヘンにおいて署名された欧州特許付与に関する条約の承認、及び b) 特許に関する国内法令の適応に関する 1977 年 5 月 27 日法の執行のため採択された、1978 年 5 月 9 日大公国規則第 1 条第 2 文及び第 2 条(3)
- (4) 本規則に反するすべての規定

### 第 56 条

本規則については、1998 年 1 月 1 日から施行する。

法については、同日から施行する。

### 第 57 条

ルクセンブルク大公国経済大臣、国務大臣、及び大蔵大臣は、各自の関係事項について本規則の執行を所管するものとし、本規則については、官報をもって告示する。